

(広報資料)

令和元年11月1日
京都市都市計画局
〔担当 都市企画部都市計画課〕
〔電話 222-3505〕

第70回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第70回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和元年11月11日(月) 午後1時30分～

2 開催場所

御所西 京都平安ホテル 1階 「平安の間」

(京都市上京区烏丸通上長者町上る 電話075-432-6181)

3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区の変更について(京都市決定)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 用途地域の変更について(京都市決定)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の変更について(京都市決定)(らくなん進都産業集積地区)
- (4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の変更について(京都市決定)
- (5) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 防火地域及び準防火地域の変更について(京都市決定)
- (6) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 景観地区の変更について(京都市決定)
- (7) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更について(京都市決定)(京都外国語大学地区地区計画)
- (8) 京都市景観計画の変更について(意見聴取)
- (9) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の決定について(京都市決定)(高野東開・西開地区地区計画)

- (10) 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書の適用）
- (11) 土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員

15人

※ 記者席は別途設けます。

- (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

- (3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないと認める場合は、当日非公開となることがあります。

5 会場周辺図



地下鉄今出川駅から南へ徒歩7分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

<付議案件について>

1 生産緑地地区の変更について

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積に変更が生じたため変更するものである。

2 用途地域の変更について

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、道路基盤の整備状況等を踏まえ、都市活力や利便性の向上を図るとともに、ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上を図ることを目的に、用途地域を変更するものである。

3 特別用途地区（らくなん進都産業集積地区）の変更について

らくなん進都において、本社オフィスや生産、研究開発、物流施設等、京都にふさわしい産業の更なる集積を図るため、平成27年12月に定めた「らくなん進都鴨川以北産業集積地区」を「らくなん進都産業集積地区」に変更し、区域を拡大するものである。

4 高度地区の変更について

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、道路基盤の整備状況等を踏まえ、都市活力や利便性の向上を図るとともに、ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上を図ることを目的に、高度地区を変更するものである。

5 防火地域及び準防火地域の変更について

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、道路基盤の整備状況等を踏まえ、都市活力や利便性の向上を図るとともに、ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上を図ることを目的に、用途地域の変更に合わせて防火地域及び準防火地域を変更するものである。

6 景観地区の変更について

社会情勢の変化を勘案し、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、コミュニティの活動等と連携して地域固有の魅力を高め、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることを目的に景観地区を変更するものである。

7 京都外国語大学地区地区計画の変更について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の31m高度地区を31m第1種高度地区に変更することに伴い、「地区整備計画」の「建築物等の高さの最高限度」の区域を特定している「31m高度地区」の表記を「31m第1種高度地区」に変更するものである。

8 京都市景観計画の変更について（意見聴取）

京都市景観計画の変更を行うに当たり、景観法第9条第8項の規定において準用する同条第2項の規定に基づき、本審議会へ意見聴取を行うものである。

9 高野東開・西開地区地区計画の決定について

旧鐘淵紡績京都工場の跡地の赤れんが広場を中心に集合住宅や個人住宅が高密度に立地し、また、幹線道路沿いには日常生活を支える大型商業施設等が立地しており、生活利便性が高く良質な住環境が形成されている当地区において、地区計画を策定することにより、緑豊かな潤いある空間を守りつつ、将来にわたり静かで住みよい環境と良質なにぎわいが共存するまちを目指すものである。

10 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

昭和54年に建築基準法第51条ただし書の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬と中間処理業を行っている事業者が、敷地を拡大し、焼却施設を増設することを計画している。

本計画において、前回許可時における敷地の位置を変更するとともに、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号に規定する規模を超える増築であることから、増築に当たって、建築基準法第51条ただし書に基づく再許可が必要となるため、同規定に基づき本審議会に付議するものである。

11 土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について

土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書の採決を行うものである。